

議案第 22 号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、手数料の改定、新設その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 12 条第 7 項」を「第 12 条第 8 項」に改める。

別表 2 の項中「法第 6 条第 5 項又は第 18 条第 4 項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する確認の申請又は計画の通知」を「法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は第 18 条第 4 項ただし書の規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知」に改め、同表 3 の項中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同表 4 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同表 5 の項中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、「第 18 条第 22 項第 1 号」を「第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号」に、「承認」を「認定」に改め、同表中 53 の項を 54 の項とし、52 の項の次に次のように加える。

53	建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定の申請	附表 8 に掲げる額
----	--------------------------------------	------------

別表附表 1 中

「

33,000 円(構造計算適合性判定(法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要するものにあつては 36,300 円)
44,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 47,300 円)
60,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 63,300 円)
87,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 90,300 円)
116,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 119,300 円)
275,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 278,300 円)
470,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 473,300 円)
730,000 円(構造計算適合性判定を要するものにあつては 733,300 円)

」を

「

33,000 円
44,000 円
60,000 円
87,000 円

	116,000 円
	275,000 円
	470,000 円
	730,000 円

」に

改める。

別表附表 2 の表を次のように改める。

構造計算適合性審査手数料表

床面積の合計	金 額
200 平方メートル以下のもの	117,100 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	140,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	162,800 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	185,700 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	221,900 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	294,700 円
50,000 平方メートルを超えるもの	541,300 円

別表附表 2 備考 1 の(1)中「構造計算適合性判定」を「構造計算適合性審査」に改め、「とみなす。」の次に「(2)において同じ。」を加え、同表備考 1 の(2)中「構造計算適合性判定」を「構造計算適合性審査」に改め、同表備考 2 を削る。

別表附表 3 の 1 中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同表備考 1 中「附表 1 備考 1」の次に「((4)を除く。)」を加え、同表 2 中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改め、同表備考 1 中「附表 1 備考 1」の次に「((4)を除く。)」を加える。

別表附表 5 備考 1 の(1)中「一の建築物」を「1 の建築物」に、「の場合」を「を申請する場合」に改める。

別表附表 7 の次に次の 1 表を加える。

附表 8

移転認定申請手数料表

床面積の合計	金 額
100 平方メートル以下のもの	27,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	36,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	49,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	70,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	93,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	220,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	377,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	584,000 円

備考 「床面積の合計」とは、当該移転に係る部分の床面積とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧		
(確認、検査等の証明及び証明の手数料) 第7条 市長は、申請があった場合には、 <u>法第12条第8項</u> の台帳に記載された事項について証明をすることができる。 2 省略 第8条～第10条 省略 附則 省略 別表(第6条関係)			(確認、検査等の証明及び証明の手数料) 第7条 市長は、申請があった場合には、 <u>法第12条第7項</u> の台帳に記載された事項について証明をすることができる。 2 省略 第8条～第10条 省略 附則 省略 別表(第6条関係)		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	省略		1	省略	
2	<u>法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)</u> を行う確認の申請又は計画の通知	省略	2	<u>法第6条第5項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)</u> を要する確認の申請又は計画の通知	省略
3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。) <u>又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)</u>	省略	3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。) <u>又は法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)</u>	省略
4	法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請(以下「中間検査の申請」という。) <u>又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知</u>	省略	4	法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請(以下「中間検査の申請」という。) <u>又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知</u>	省略
5	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。) <u>及び第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による <u>認定</u> の申請	省略	5	法第7条の6第1項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。) <u>及び第18条第22項第1号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による <u>承認</u> の申請	省略

6～52	省略	
53	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請	附表8に掲げる額
54	省略	

備考 省略

附表1

確認申請手数料表

床面積の合計	金額
省略	<u>33,000円</u>
省略	<u>44,000円</u>
省略	<u>60,000円</u>
省略	<u>87,000円</u>
省略	<u>116,000円</u>
省略	<u>275,000円</u>
省略	<u>470,000円</u>
省略	<u>730,000円</u>

備考 省略

附表2

構造計算適合性審査手数料表

床面積の合計	金額
<u>200平方メートル以下のもの</u>	<u>117,100円</u>

6～52	省略	
53	省略	

備考 省略

附表1

確認申請手数料表

床面積の合計	金額
省略	<u>33,000円</u> (構造計算適合性判定(法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要するものにあつては <u>36,300円</u>)
省略	<u>44,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>47,300円</u>)
省略	<u>60,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>63,300円</u>)
省略	<u>87,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>90,300円</u>)
省略	<u>116,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>119,300円</u>)
省略	<u>275,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>278,300円</u>)
省略	<u>470,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>473,300円</u>)
省略	<u>730,000円</u> (構造計算適合性判定を要するものにあつては <u>733,300円</u>)

備考 省略

附表2

構造計算適合性判定手数料表

床面積の合計	構造計算の方法	金額
<u>200平方メートル以下のもの</u>	<u>大臣認定プログラム</u>	<u>88,700円</u>
<u>の</u>	<u>大臣認定プログラム以外の方法</u>	<u>117,100円</u>

200平方メートルを超え 500平方メートル以下のもの	140,000円
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの	162,800円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のもの	185,700円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの	221,900円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下のもの	294,700円
50,000平方メートルを超えるもの	541,300円

備考

1 省略

- (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性審査に係る1の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。(2)において同じ。)の床面積
- (2) 構造計算適合性審査を要する確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計

200平方メートルを超え 500平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	100,100円
	大臣認定プログラム以外の方法	140,000円
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	111,600円
	大臣認定プログラム以外の方法	162,800円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	123,000円
	大臣認定プログラム以外の方法	185,700円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	139,600円
	大臣認定プログラム以外の方法	221,900円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	176,000円
	大臣認定プログラム以外の方法	294,700円
50,000平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600円
	大臣認定プログラム以外の方法	541,300円

備考

1 省略

- (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性判定に係る1の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。)の床面積
- (2) 構造計算適合性判定を要する確認の申請又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計

算適合性審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)については、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

附表3

完了検査申請等手数料表

- 1 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1((4)を除く。)の規定は、この表について適用する。
- 2 省略
- 2 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1((4)を除く。)の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表4 省略

附表5

全体計画認定申請手数料表

表 省略

備考

- 1 省略
 - (1) 法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定を申請する場合 当該全体計画に係る1の建築物の床面積
 - (2) 法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定(以下「全体計画変更認定」という。)を申請する場合 次に掲げる床面積を合算した面積
- 2 省略

附表6・附表7 省略

附表8

移転認定申請手数料表

算適合性判定に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合)については、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

- 2 「大臣認定プログラム」とは、法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラムをいう。

附表3

完了検査申請等手数料表

- 1 中間検査の申請又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 省略
- 2 中間検査の申請又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合

表 省略

備考

- 1 附表1備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表4 省略

附表5

全体計画認定申請手数料表

表 省略

備考

- 1 省略
 - (1) 法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定を申請する場合 当該全体計画に係る一の建築物の床面積
 - (2) 法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定(以下「全体計画変更認定」という。)の場合 次に掲げる床面積を合算した面積
- 2 省略

附表6・附表7 省略

<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
<u>100平方メートル以下のもの</u>	<u>27,000円</u>
<u>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</u>	<u>36,000円</u>
<u>200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</u>	<u>49,000円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u>	<u>70,000円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u>	<u>93,000円</u>
<u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u>	<u>220,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</u>	<u>377,000円</u>
<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>584,000円</u>

備考 「床面積の合計」とは、当該移転に係る部分の床面積とする。